

《論 文》

IFRS の日本企業への浸透と「IT 投資マネジメント」

— 任意適用会社58社の事例を踏まえた考察 —

加 藤 敦

1. 序 論

近年、企業において、戦略の推進や事業の運営のために情報通信システム(以下 IT)はなくてはならない経営資源と位置付けられている。IT を経営に活かすためには、情報通信技術を導入するだけでは不十分で、これらを生かすため業務改革や教育訓練が不可欠である。こうした立場から「IT 投資マネジメント」においては、財務会計上の原価モデルではなく使用価値にもとづく評価が主流になっており、割引現在価値法からバランスト・スコアカード、リアルオプションなど多くの手法が活用されてきた。「IT 投資マネジメント」においては、投資により獲得した IT 資産は、その使用価値により評価され、その分だけ企業価値を高めるものとして位置づけられる。一方、財務会計において、IT 資産は主として取得原価により評価されることが多く、使用価値の評価はあまりなされてこなかった。このギャップは、「IT 投資マネジメント」を推進する上で少なからず障害となってきた。ところが国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards, 以下 IFRS)の適用が広がる中で、使用価値の適用が拡大したり、リスク評価が導入されたりするなど、財務会計分野でも変化が生じつつある。「IT 投資マネジメント」を推進する立場からみると、IFRS の日本企業への浸透が IT 資産の使用価値という考え方の普及をどう後押しするのか、明らかにする必要がある。そこで本論では、理論的考察を踏まえ、IFRS 任意適用企業において IT 資産の使用価値がどう織り込まれているか、確認する。さらに、営業機密である情報資産など広義の IT 資産がどう扱われているか、検討したい。

本論の構成は以下の通りである。第 2 節で経営戦略からみた「IT 投資マネジメント」と財務会計の現状のギャップを確認し、第 3 節で IFRS における IT 資産及び無形資産の評価の考え方を理論的に検討し、第 4 節で会計実務上、IT 資産はどうか扱われているか、IFRS 任意適用会社58社の事例を検討する。最後に第 5 節で考察とまとめとして、IFRS の日本企業への浸透が「IT 投資マネジメント」に与える影響について述べる。

2. 「IT 投資マネジメント」と財務会計

2.1 「IT 投資マネジメント」

情報機器の普及とインターネットの発展に伴い、IT をいかに経営に生かすか、ということが企業にとり重要な課題になり、「企業内の IT に関わる支出を効果的に企業業績に貢献するための管理手法のフレームワーク」(松島, 2007)が必要とされるようになった。本論では松島(2007)に従い、これを「IT 投資マネジメント」と呼ぶ。「IT 投資マネジメント」は IT の利活

用を目的とするものであるので、原則としてIT資産はその使用価値により評価される。IT投資評価方法は大きく「財務的評価法」(Traditional Financial Method)、「質的評価法」(Qualitative Method)、「確率的評価法」(Probabilistic Method)の3つに分けることができる¹⁾。

第1に「財務的評価法」は会計上の標準的な資産評価手法である割引現在価値法(Discounted Cash Flow, 以下DCF法)にIT特有の測定基準とリスク評価を織り込んだものである。例えば、ITのライフサイクルを考え、期間中に生じる売上増、コスト削減、品質向上などキャッシュ流入要素並びに初期投資や運用・保守費などのキャッシュ流出要素をすべて求め、これらを現在価値に割り引いて合計した正味現在価値(Net Present Value, 以下NPV)が正值か否か等の基準により投資可否を判断する。

第2に「質的評価法」は主観的・質的な指標を用いて数量的な指標を補い、人とプロセスの価値を総合的に評価するフレームワークで、代表的なものに、バランスト・スコアカード(Balanced Scorecard, 以下BSC)がある。BSCは、キャプランとノートン(2001)が提唱したもので、「財務」だけでなく「顧客」、「業務プロセス」、「学習と成長」という4つの視点に立った総合的なマネジメント体系である。組織戦略の下で4つの視点の各範疇において達成すべき成果尺度(Key Goal Index, 以下KGI)を示し、視点間の因果関係を明確化する。さらにこうした成果を導くため中間指標(Key Performance Indicator, 以下KPI)を設け、これらを組織内外のステイクホルダーに割り当て定期的なPDCAを推進する。例えば「顧客の視点」において満足度向上というゴール並び評価指標(苦情回数20%削減)を掲げたとしよう。このとき修理部門は「業務プロセスの視点」において中間指標として修理のリードタイムを1週間から3日への短縮を組織目標として設定し、情報システム部門は「学習と成長の視点」で売り場と修理部門の情報共有推進という中間指標を設けるなどして、各ステイクホルダーが一体となって課題に取り組めるよう体系化する。

第3に「確率的評価法」は数学モデルを利用し、不確実性を勘案した評価法で、リアルオプション(Real Options)などがある。リアルオプションは金融オプションの概念や評価手法を応用したもので、企業価値をはじめ物的資産、無形資産、人的資産などを対象として不確実性下での資産価値を評価する経営ツールである。市場環境の変動や技術陳腐化などの外部環境の変化の下で、IT資産は極めて不確実性の高い資産であり、不確実性の下で意思決定の柔軟性を担保できる形でのダイナミックな資産形成が重要となっている。一般にリアルオプション法では、まずDCF法によって算出された基準価値をもとに、不確実性下の経営の柔軟性の評価を加味した拡張価値を求める。加藤(2007)は不確実性の高いIT資産をいかに評価すべきか、インフラ投資、セキュリティ投資、システム開発手法による違い等についてリアルオプションを活用し検討している。

以上、代表的な「IT投資マネジメント」手法を挙げたが、今日の情報化は、投資目的が生産性・売上増だけでなく知識創造や顧客満足化など多様化しつつあり、さらに情報化の範囲も企業の枠を超えることも少なくないため、ITを経営に活かすためには組織内外のステイクホルダーに受容される管理体系を構築することが重要となっている。

図表 1 IT 利活用に関わる経営資源と財務会計

(出所)筆者作成

	内 容	企業会計上の扱い(日本基準)	
IT 資産 (狭義)	コンピュータ、通信機器等の ハードウェア (含む基本ソフトウェア)	固定資産	減価償却期間 4 年
	応用ソフトウェア	無形資産	償却期間 5 年
広義の IT 資産	営業機密である情報資産	(無形資産)	
組織資産 (IT ケイパビリ ティ)	(1) IT 資産を効果的に使い こなす組織能力 (2) 社会資産(信頼、社風など 関係構築に貢献する資産) (3) その他	オフバランス 一部はのれん(繰 延資産)で計上	のれんの償却期間 5 年
人的資産	知識・スキル		

2.2 「IT 投資マネジメント」における経営資源

IT 利活用に関わる経営資源について、IT 資産並びに IT 利活用に関する組織資産、IT 利活用に関する人的資産に分けて整理しよう(図表 1)。ただし IT 資産は狭義の IT 資産と広義の IT 資産から成るものとする。

第 1 に狭義の IT 資産にはコンピュータ・通信機器等のハードウェアとソフトウェアが含まれる。これらは企業に体化するものであり、原則として会計上の資産として認識される。ハードウェア並びに基本ソフトウェアは有形資産(Tangible asset)、応用ソフトウェアは通常、無形資産(Intangible asset)に分類されることが多い。第 2 に広義の IT 資産として営業機密である情報資産を考えることができる。営業上有用で一般に公知されていない顧客情報や営業情報が含まれ、通常は、セキュリティを確保されたデータベースにおいてデータとして保管されている。営業機密である情報資産も無形資産であるが、企業会計において資産計上されることは多くない。第 3 に組織資産には(1) IT 資産を効果的に使いこなす組織能力、(2) 信頼や企業風土など取引先や従業員など利害関係者との関係構築に貢献する社会資産(Social capital)が含まれる。第 4 に人的資産(Human Capital)は従業員に体化する IT 利活用のための知識やスキルである。従業員は企業に隷属する訳ではなく、人的資産は企業が契約にもとづき賃金という対価を支払って、提供を受けるものである。ベッカー(1976)の言葉を借りると人的資産は「個々人が有する思考力や創造的能力」、社会資産は「人や社会との関係を構築していく能力」である。彼は社会資産の醸成、すなわち「他社との信頼関係を築き、相互に価値を生み出すネットワークこそ競争有意の資産になる」と述べている。営業機密である情報資産や組織資産や人的資産は企業買収等の際に「のれん」として計上される場合などを除くと、会計上、資産としては計上されない。

2.3 「IT 投資マネジメント」と財務会計のギャップ

「IT 投資マネジメント」と財務会計のギャップをつきつめると、(1) IT 資産をコストで評価するか使用価値で評価するか、(2) 広義の IT 資産をどう評価するか、にあると言えよう。

第 1 に「IT 投資マネジメント」においては IT 資産、特に応用ソフトウェアについて、そ

れを用いて企業価値を高めるものとしてとらえ使用価値で評価する。最も基本的な割引現在価値法は、投資に伴うキャッシュ・フローの現在価値額を求める。例えば要員削減・在庫削減などのコスト削減額、販売管理システムによる売上高拡大などのキャッシュ・イン、初期投資や経費などのキャッシュ・アウトを求め現在価値に割り引いて、IT資産の価値を評価する。第2に「IT投資マネジメント」においては営業機密である情報資産など広義のIT資産が積極的に評価される。例えばBSCを用いた戦略的IT利活用においては、「学習と成長」、「業務プロセス」、「顧客」、「財務」という4つ視点から定量化した指標を組み合わせてIT資産の評価をする。このとき企業価値向上に結び付くものとして、顧客情報や販売協力先情報などを成果指標(KGI)あるいは先行的な中間指標(KPI)として管理する。

ここで広義のIT資産、すなわち営業秘密である情報資産について詳しくみてみよう。経済産業省(2013)によると情報資産は以下の通り分類することができる。

- (a) 経営戦略に関する情報資産：経営計画、目標、戦略、新規事業計画、M&A計画など
- (b) 顧客に関する情報資産：顧客個人情報、顧客ニーズなど
- (c) 営業に関する情報資産：販売協力先情報、営業ターゲット情報、セールス・マーケティングノウハウ、仕入価格情報、仕入先情報など
- (d) 技術(製造含む。)に関する情報資産：共同研究情報、研究者情報、素材情報、図面情報、製造技術情報、技術ノウハウなど
- (e) 管理に関する情報資産：社内システム情報(ID、パスワード)、システム構築情報、セキュリティ情報、従業員個人情報、人事評価データなど
- (f) その他の情報資産 上記以外の情報資産

そのうち、有用性(生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること)及非公開性(当該情報が刊行物に記載されていない等、保有者の管理下以外では一般的に入手することができない状態にある)であるものが営業秘密である情報資産にあたる。これら広義のIT資産は経営上大変重要であるにも関わらず、これまで財務会計上は十分に評価されてこなかった面がある。

3. IFRSにおけるIT資産の扱い

3.1 IFRSの基本的考え方

IFRSは資産・負債アプローチにもとづき、期首と期末の財政状態報告書(貸借対照表)を比べ、純資産の増加が利益(包括利益)として計上される。純資産は資産と負債の差額であるが、資産や負債は原則として公正価値(Fair Value)によって測定される。これに対し日本の会計基準は、損益計算書から、収益、費用、当期純利益を計算する収益・費用アプローチを基礎におく²⁾。

IFRSでは公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合、資産売却や負債移転に伴う対価であると定義している。

The price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. (IFRS13)

また IFRS において公正価値の測定は次の優先順位(Hierarchy)にもとづき行われる³⁾。

レベル 1：活発な市場における相場

レベル 2：活発な市場以外の取引価格

レベル 3：市場価格等を参考に、経済主体が自己データにもとづき推定した価格

実際に利用されているソフトウェアや情報資産は一般には取引される市場がないので、その公正価値は、レベル 3 すなわち、経済主体が自己データにもとづき推定した価額によって評価される。

また資産や負債の価値は、市場環境や技術動向、経営状況などを反映して変動しうる。そこで資産・負債アプローチにおいては、資産価額と公正価値の整合性を担保するため減損テスト(Impairment losses test)が必須とされる。

3.2 無形資産

先述の通り、IT 資産は有形資産であるコンピュータ本体(含むオペレーティングシステムなどの基本ソフトウェア)と無形資産である応用ソフトウェアや営業秘密にあたる情報資産に分けることができる。一方、無形資産には応用ソフトウェアや情報資産の他、特許や知的財産権などが含まれる。ここでは、まず無形資産全体について、IFRS における資産計上についての基本的な考え方を確認しよう(図表 2 参照)。

IFRS において無形資産(Intangible Assets)は次の要件を満たさなければならない⁴⁾。第 1 が識別性(Identifiability)で他の資産と識別できることであり、第 2 に権利主体による支配性(Control)、第 3 が将来経済的利益をもたらすという便益性(Future economic benefits)である。

無形資産を、財務会計上に資産計上するか否かについては、自己創設の場合、外部から個別に無形資産として調達した場合、企業結合(M&A)により企業の資産の一部として獲得した場合では、それぞれ考え方が異なる。第 1 に自己創設の場合、識別性・支配性・便益性を満たす

	資産計上の可否	当初認識額	利用時
自己創設	識別性・支配性・便益性を満たすとき資産計上可。	要件を満たす開発費	原価モデルにより評価 取得原価から償却累計額、減損損失累計額を控除して表示。 減損の兆候がある場合、減損テストを行う。 (公正価値と照らしあわせる。)
外部から個別に取得		取得の対価	
M&Aにより獲得		原価・再評価モデル選択可	

図表 2 無形資産の資産計上 (出所)筆者作成

場合、資産化される。当初認識額は要件を満たす開発費である。第 2 に外部から個別に無形資産として調達した場合、原則として資産計上され、取得対価が当初認識額となる。第 3 に無形資産を M&A によって獲得する場合は資産計上することが可能で、当初認識額は原価モデル及び再評価モデルを選択することができる。IFRS では識別性・支配性・便益性を満たすものは無形資産として積極的に計上することが推奨される。なお、買収額から資産計上額を控除した金額と時価純資産との差額はのれんとして計上される⁵⁾。

また、無形資産は利用時において当初認識額から原価モデルにより再評価される。すなわち、耐用年数がある無形資産は償却の対象であり、減損の兆候がある場合は減損テストを行わなければならない。また取得原価から償却累計額・減損損失累計額を控除して表示しなければならない。

なお自己創設の無形資産が開発途上である場合、研究局面の支出額は日本基準、IFRS ともに費用計上される。ところが開発局面は日本基準では開発費として費用処理されるのに対し、IFRS では以下の要件を満たすとき無形資産として処理することができる⁶⁾。

- (a) 完成可能な技術をもつ
- (b) 無形資産を使用・売却する意図をもつ
- (c) 無形資産を使用・売却する能力をもつ
- (d) 無形資産を用い経済的便益を得る方法を知っている
- (e) 無形資産の使用・売却のため必要な資源を利用できる
- (f) 開発期間中の支出を、信頼性を持って測定できる

3.3 IT 資産の資産計上

次に IT 資産の資産計上について、ハードウェア(含む基本ソフトウェア)、応用ソフトウェア、営業機密である情報資産に分け検討しよう(図表 3 参照)。このうちハードウェア(含む基本ソフトウェア)と応用ソフトウェアが狭義の IT 資産にあたり、営業機密である情報資産は広義の IT 資産にあたる。なお、営業機密である情報資産とは、データベースと営業機密(Databases and trade secrets)、顧客名簿(Customer lists)を指すものとする。これらはソフトウェアとともに、IFRS において無形資産の例として挙げられている⁷⁾。

第 1 にハードウェア(含む基本ソフトウェア)は有形資産にあたるので、外部から個別に取得したときは原則として資産計上され、M&A により取得した時は一定要件を満たす場合は資産計上が推奨される。第 2 に応用ソフトウェアは無形資産にあたるので、自己創設の場合は要件を満たすとき開発費を資産計上することができ、外部から個別に取得したときは原則として資産計上され、M&A により取得した時は識別性・支配性・便益性を満たす場合は積極的に計上することが推奨される。また応用ソフトウェアは耐用年数が有限とみなされ、減価償却対象となる。第 3 に営業秘密にあたる情報資産の場合も応用ソフトウェアとはほぼ同じで、自己創設の場合は要件を満たすとき開発費を資産計上することができ、外部から個別に取得したときは原則として資産計上され、M&A により取得した時は一定要件を満たす場合は資産計上が推奨される。

	狭義のIT資産 ハードウェア 基本ソフトウェア	狭義のIT資産 (無形資産) 応用ソフトウェア	広義のIT資産 (無形資産) 営業機密にあたる 情報資産
自己創設	要件を満たす場合、 開発費を資産計上		資産計上に慎重な 企業が多い。 (自己創設のれん)
外部から個別に 取得	取得原価を資産計上		外部取得の機会は 一般に少ない。
M&Aにより獲得	買収額と時価純資産の差額を埋めるため、資産化の要件を満たす場合、資産計上が推奨される。 原価モデル・再評価モデルで評価される(公正価値重視)。		

図表3 IT資産の資産計上 (出所)筆者作成

3.3 減価償却と減損テスト

耐用期限のあるIT資産は減価償却の対象となる。さらにIT資産は減損テスト(Impairment losses test)の対象であり、減損予兆があった場合、必ず実施しなければならない。減損(Impairment losses)とは帳簿価格(Carrying amount)から回収可能価格(Recoverable amount)を控除したものである。ここで、回収可能価格は資産売却額(Net selling price)と使用価値(Value in use)の大きい方と定義される。一般に使用価値は当該資産に関わるキャッシュ・フローにもとづくDCF法により求められる。ただし、後述の通り、IT資産の減損テストを行う場合、DCF法によるIT資産評価が行われているとは限らない。

3.4 小 括

IFRSにおいてもIT資産は原則として取得コストによって評価されるが、減損の兆候がある場合、減損テストが行われる。減損テストにおいては使用価値と資産売却額の大きい方が回収可能価格となる。一般には応用ソフトウェアや情報資産は売却不能か売却額が著しく小さい場合が多いので、IT資産の評価において使用価値を勘案することが求められるようになったと言えよう。また広義のIT資産については、識別性・支配性・便益性を満たせば資産計上ができるという点で、資産化のルールが明確になったと認識される。

4. IT資産はどう扱われているか：IFRS任意適用企業58社の考察

前節において、IFRSではIT資産の評価において使用価値を勘案することが求められるようになったこと、広義のIT資産については資産化のルールが明確になったことを示した。第4節では我が国のIFRS任意適用企業において、ソフトウェア(狭義のIT資産)並びに営業機密

図表 4 IFRS 任意適用会社における IT 資産評価
 (2015年3月期までに年度有価証券報告書を提出した58社の直近2年間の決算)
 (出所)各社有価証券報告書・財務諸表に関する注記にもとづき筆者作製

	計上している	計上なし	不明
1-1) 自己創設ソフトウェアの資産計上	20	11	27
2-1) 外部取得ソフトウェアの資産計上	54	0	4
3-1) 企業結合によるソフトウェアの資産計上	24	13	21
4-1) ソフトウェアの減損	30	21	7
1-2) 自己創設した情報資産の資産計上	0	2	56
2-2) 外部取得情報資産の資産計上	2	0	56
3-2) 企業結合による情報資産の資産計上	9	0	49
4-2) 情報資産の減損	3	1	54

(図表4注) 情報資産とは営業秘密に当たる情報資産のこと。顧客名簿、ノウハウなど。

である情報資産(広義のIT資産)の資産計上がいかに運用されているか、両者の減損テストがいかに行われているか、検討しよう。対象は2015年3月期までに年度有価証券報告書を提出した58社の直近2年間の決算である(図表4並びに付表参照)。

第1にソフトウェアについては、ほぼ全社が外部から個別に取得しており、58社のうち、不明を除くと過半数に当たる企業が自己創設ソフトウェア並びに企業結合によるソフトウェアの資産計上を行っている。なお、企業結合により獲得した場合は原価モデルと再評価モデルを選択することができるが、公表資料からは、どちらを選択しているかは確認できなかった。

第2にソフトウェアの減損処理が58社中30社で既に実施されており、再評価モデルすなわち使用価値を重視する考え方が浸透していることが確認された。ただし、減損処理における再評価モデルについて注意すべき点は、必ずしも情報資産の機能によって生みだされるキャッシュフローを推定しDCFにもとづき使用価値が算定されているとは限らないことである⁸⁾。会計実務上は機能よりも大きな括りである情報システムの単位で今後の利用有無を判別し、何らかの事情で使用しなくなった場合のみ、ソフトウェアの価値をゼロ査定することが一般的であるとみられる⁹⁾。また、その他無形遺産として計上されている建設中のソフトウェア資産を、計画変更で利用しなくなるためゼロ査定とした例がある¹⁰⁾。なおソフトウェアについてはすべての企業が減価償却を実施しており、自己使用のソフトウェアの償却期間は大多数が2-5年である。

第3に営業秘密にあたる情報資産を資産計上する例はまだ少数に過ぎないことが確認された。すなわち営業資産にあたる情報資産は「その他無形資産」の範疇に含まれるものとしたが、商標権・営業権と明記されたものは除くと、「その他無形資産」を計上しているのは自己創設ゼロ、外部取得2社、企業結合9社にとどまっている。さらに「その他無形資産」には輸入割当権、ライセンス、ロイヤルティ取得権、フランチャイズ権など法律・商慣行上の権利も含まれており、これらを勘案すると、営業秘密にあたる情報資産を資産計上している企業はさらに減少する可能性が高い。なおソフトウェアを無形資産として明確に計上していない会社で、情報資産を計上している例もある¹¹⁾。

5. 考察とまとめ

本論の問題意識は「IT 投資マネジメント」を推進する立場から、IFRS の日本企業への浸透が IT 資産の使用価値という考え方の普及をどう後押しするのか、ということである。そこで本論では IT 資産の使用価値の概念がどう織り込まれているか、営業機密である情報資産など広義の IT 資産がどう扱われているか、理論面・実務面から考察した。

「IT 投資マネジメント」と従来の財務会計のギャップは、IT 資産をコストで評価するか使用価値で評価するか、広義の IT 資産をどう評価するか、にある。理論的検討を通じ IFRS においても IT 資産は原則として取得コストによって評価されるが、減損テストを通じて使用価値の考え方も重視されることが確認された。減損テストにおいては使用価値と資産売却額の大きい方が回収可能価格となるが、応用ソフトウェアや情報資産は売却不能か売却額が著しく小さい場合が多く、使用価値を勘案することが求められるようになったと認められる。さらに広義の IT 資産についても、識別性・支配性・便益性という資産化の基準が明らかになった。次に実務面では、2015年3月期までに年度有価証券報告書を提出した IFRS 任意適用企業58社の決算を分析した。その結果、第1にソフトウェアについては、ほぼ全社が外部から個別に取得したものを計上する一方、不明企業を除く過半数の企業が自己創設ソフトウェア並びに企業結合によるソフトウェアについても資産計上を行っていることが確認された。第2にソフトウェアの減損処理が過半数の企業で既に実施されており、再評価モデルすなわち使用価値を重視する考え方が定着しつつあることが確認された。ただし、減損処理の実施にあたり、必ずしも DCF にもとづく使用価値が算定されているとは限らない。なお減価償却についてはすべての企業が実施しており、自己使用のソフトウェアの償却期間は大多数が2-5年である。第3に営業機密にあたる情報資産を資産計上する例はまだ少数に過ぎないことが確認された。

以上の考察を踏まえ、日本企業への IFRS 浸透に伴い、「IT 投資マネジメント」各手法にどのような影響が及ぶか、検討しよう。第1に DCF にもとづく「財務的評価法」は標準的な IT 資産評価方法として今まで以上に行き渡ってゆくだろう。IFRS では公正価値にもとづく資産評価が基本である。取引市場が存在しない資産の公正価値は「レベル3：市場価格等を参考に、経済主体が自己データにもとづき推定した価格」が適用される。この標準算出手法として認められているのが DCF 法で、金融資産やその他の資産の評価に用いられている。ソフトウェアや情報資産の場合も、一般には取引される市場がないので、経済主体が自己データにもとづき推定した価額によって評価される。第2に「質的評価法」については、資産化の範囲に関して影響を受けるとみられる。BSC 法や資源ベース・アプローチなどでは、狭義の IT 資産だけでなく、広義の IT 資産として営業機密などのデータベースに格納された情報や人的資産も評価の対象とする。また近年は IT 投資が多角化し、直接的な売上高アップ・コスト削減を目的としないナレッジ・マネジメントや CRM なども増えており、資産の範囲を比較的広くとらえ、IT 利活用者を核として資産の拡充を図ることが「IT 投資マネジメント」の鍵になりつつある。一方で広義の IT 資産を過度に管理体系に織り込むと、複雑すぎてかえってフォローアップが大変になったりする。この点、IFRS における識別性・支配性・便益性という資産化基

準や、IFRS 任意適用会社の実際の情報資産の扱いは、資産の範疇化についての一つの指針となりうるだろう。第3に「確率的評価法」については、従来、あまり高くなかった認知度が上がる端緒になる可能性がある。リアルオプション法では、DCF 法によって算出された基準価値をもとに、不確実性下の経営柔軟性の評価を加味した拡張価値を求める。基準価値は DCF 法と同様に IFRS の公正価値の延長線上にある概念であるし、不確実性下の拡張価値は IFRS におけるリスク・マネジメントの概念とよく馴染む。さらに金融オプションの評価に際し、リアルオプションでも使われるブラック・ショールズ法が広く採用され、オプションという抽象的な概念に対する抵抗感をぬぐう効果が期待できる¹²⁾。当該手法には加藤(2007)が述べるように、アウトソーシング、セキュリティ投資など IT をとりまく不確実性が高まる中、多くの応用の可能性が秘められている。

本論において、IFRS の日本企業への浸透が進むことで、使用価値の概念が広がり、広義の IT 資産の資産化の基準が示され、リスク評価が導入されるなど、本来の「IT 投資マネジメント」の推進に好影響をもたらす可能性があることが確認された。IT を経営に生かすためには組織内外のステイクホルダーに受容される管理体系を構築することが重要であり、こうした財務会計の国際的な潮流を確認しながら、自組織における財務会計の運用とシームレスな形で「IT 投資マネジメント」を推進してゆくことが鍵になる。

付表 IFRS 任意適用会社における IT 資産評価(2015年3月期までの直近2年間の決算)

(出所)各社有価証券報告書・財務諸表に関する注記にもとづき筆者作製

資産計上 1 計上なし 0 不明 3

(1)

企業名		業種	1-1)	1-2)	2-1)	2-2)	3-1)	3-2)	4-1)	4-2)
日本電波工業	6779	電気	3	3	1	3	3	3	1	3
HOYA	7741	精密	1	0	1	1	1	1	1	3
住友商事	8053	卸売業	1	3	1	1	1	1	1	1
日本板硝子	5202	ガラス	1	3	1	3	3	1	1	3
日本たばこ産業	2914	食料品	3	3	1	3	1	3	1	3
ディーエヌエー	2432	サービス	1	3	1	3	3	3	0	3
アンリツ	6754	電気	1	3	1	3	3	3	0	3
SBI	8473	証券	3	3	1	3	1	3	1	3
トーセイ	8923	不動産	3	3	1	3	3	3	0	3
双日	2768	卸売業	0	0	1	3	0	3	1	3
丸紅	8002	卸売業	3	3	1	3	3	3	1	3
マネックス	8698	証券	1	3	3	3	3	1	3	3
ネクソン	3659	情報	1	3	1	3	1	3	1	3
中外製薬	4519	医薬品	3	3	1	3	3	3	3	3
楽天	4755	サービス	1	3	1	3	1	3	1	3
ソフトバンク	9984	情報	1	3	1	3	1	1	1	1
旭硝子	5201	ガラス	3	3	1	3	3	3	3	3
武田薬品工業	4502	医薬品	3	3	1	3	0	3	0	3
アステラス製薬	4503	医薬品	3	3	1	3	3	3	1	3
小野薬品工業	4528	医薬品	3	3	1	3	3	3	0	3
そーせいG	4565	医薬品	3	3	1	3	1	3	0	3
第一三共	4568	医薬品	3	3	1	3	0	3	1	3
リコー	7752	電気	0	3	1	3	1	3	0	3
伊藤忠商事	8001	卸売業	3	3	1	3	1	3	1	3
三井物産	8031	卸売業	3	3	1	3	3	3	1	3
三菱商事	8058	卸売業	1	3	1	3	1	3	1	3
伊藤忠エネクス	8133	卸売業	3	3	3	3	3	3	3	3
エムスリー	2413	サービス	1	3	1	3	3	1	0	3
エーザイ	4523	医薬品	3	3	1	3	3	3	0	3
ヤフー	4689	情報	1	3	1	3	1	1	3	3
伊藤忠テクノ	4739	情報	3	3	1	3	3	3	1	3
富士通	6702	電気	1	3	3	3	1	3	1	3
セイコーエプソン	6724	電気	3	3	1	3	1	3	1	3
日東電工	6988	化学	0	0	1	3	3	3	1	3
ケーヒン	7251	輸送機	0	3	1	3	3	3	1	3
ファストリテーリング	9983	小売業	0	3	1	3	1	1	0	1
トリドール	3397	小売業	3	3	1	3	0	3	0	3
日立化成	4217	化学	0	3	1	3	1	3	0	3
電通	4324	サービス	3	3	1	3	1	3	1	3
参天製薬	4536	医薬品	3	3	1	3	3	3	1	3
コニカミノルタ	4902	電気	3	3	1	3	1	3	1	3
日立金属	5486	鉄鋼	0	3	1	3	1	3	1	3
日立建機	6305	機械	0	3	1	3	1	3	1	3
日立製作所	6501	電気	1	3	1	3	1	3	1	3
日立工機	6581	機械	1	3	1	3	0	3	0	3
日立国際電気	6756	電気	3	3	1	3	0	3	0	3

IFRS の日本企業への浸透と「IT 投資マネジメント」

(2)

企業名		業種	1-1)	1-2)	2-1)	2-2)	3-1)	3-2)	4-1)	4-2)
クラリオン	6796	電気	1	3	1	3	0	3	0	3
デンソー	6902	輸送機	1	3	1	3	0	3	0	3
ユタカ技研	7229	輸送機	3	3	1	3	0	3	0	3
本田技研工業	7267	輸送機	1	3	1	3	3	3	3	3
ショーワ	7274	輸送機	0	3	1	3	0	3	0	3
エフ・シー・シー	7296	輸送機	0	3	1	3	0	3	0	3
八千代工業	7298	輸送機	0	3	1	3	0	3	0	3
日立ハイテク	8036	卸売業	1	3	1	3	0	3	1	3
日立キャピタル	8586	金融業	3	3	1	3	1	3	0	3
日本取引所	8697	金融業	3	3	1	3	1	3	1	3
日立物流	9086	陸運業	1	3	1	3	1	3	1	3
コナミ	9766	情報	3	3	3	3	3	1	3	0

1-1)自己創設ソフトウェアの資産計上 1-2)自己創設した情報資産の資産計上
 2-1)外部調達ソフトウェアの資産計上 2-2)外部調達情報資産の資産計上
 3-1)企業結合によるソフトウェアの資産計上 3-2)企業結合による情報資産の資産計上
 4-1)ソフトウェアの減損計上 4-2)情報資産の減損計上
 注1 ソフトウェアの除売却は減損処理額に含まない。
 注2 ネットワークのゲーム著作権、コンテンツはソフトウェアとみなす。
 注3 情報資産は顧客基盤、又は顧客関連資産に商標権・営業権以外を計上した場合。

注

- 1) ベリナート(2002)
- 2) ただし財務省(2010)によると IFRS で公正価値で評価しなければならない範囲は現行の日本基準と大きく変わらない。
- 3) レベル1-3に関する記述は以下の通りである(IFRS13, Fair Value Measurement)。

Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.

Level 2 inputs are inputs (other than quoted prices included in Level 1) that are observable either directly (prices) or indirectly (derived from prices).

Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability. Unobservable inputs should be developed using market participant assumptions, although these assumptions may originally be based on the entity's own data.
- 4) IAS38-Intangible Assets
- 5) IFRS におけるのれんは耐用年数無限で償却対象外であるが減損テストの対象である。
- 6) 日本基準におけるソフトウェアの資産化については「研究開発費等に係る会計基準」及び「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針(会計制度委員会報告第12号)」に規定される。本論の検討対象である自社利用のソフトウェアの場合、当該ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるという要件が満たされているか否かを判断する必要がある。その結果、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合は無形固定資産に計上し、確実であると認められない場合又は確実であるかどうか不明な場合には、費用処理する。
- 7) 無形資産にはソフトウェア等の他、特許、トレードマーク、インターネット・ドメイン、輸入割当権、ライセンス、ロイヤルティ取得権、フランチャイズ権、営業権など法律・商慣行上の権利などがある。
- 8) 電通は有価証券報告書において「当連結年度における減損損失は、ソフトウェアその他の無形資産について、収益性の低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額したものと表記している。
- 9) 日立建機は有価証券報告書において「次期グループ会社統一基幹システム開発計画によって将来の使用が見込めなくなり、他への転用や売却が困難なソフトウェア」について、「回収可能価額を零として評価し」減損損失を計上している。
- 10) 日立キャピタルは第58期にその他無形資産の減損処理を行った。これは「社内基幹システム開発計画の内

容を一部変更したことに伴い、従前の開発にかかった費用のうち、将来的な使用が見込まれない部分を減額したもので、将来的に使用が見込まれない従前の開発に伴う部分の使用価値を零」としている。

- 11) コナミは企業結合時に無形資産・メンバーシップを認識している。
- 12) 公正価値算定のため、標準的な資産評価法が財務会計に取り入れられ、パラメータが示されるようになった。例えば割引現在価値法において割引率が、金融オプションのブラック・ショールズ法においてボラリティ、無危険利率等が財務諸表注記に明記されている。

参考文献

IAS(2008) *IAS 38 Intangible Assets*

IFRS Foundation(2013) *IFRS 13 Fair Value Measurement*

池田健一(2006)「IFRS 無形資産会計基準とその課題」『福岡大学商学論叢』51(2・3), pp. 211-231.

井澤依子(2011)「自社利用のソフトウェアの会計処理と財務諸表の開示」

(<http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/commentary/software/2011-04-05.html>, 2014年8月31日)

加賀屋純一(na)「IAS38号 無形資産」『スーパーストリーム IFRS コラム集』

(<http://www.superstream.co.jp/kk/column/020/index.html/>, 2014年8月31日)

加藤敦(2007)『リアルオプションとITビジネス』エコノミスト社

北潟将和(na)「IFRS 導入の影響－無形資産」

(https://www.ifrs.ne.jp/news/rensai_vol16.php, 2014年8月31日)

キャプランとノートン(2001)『キャプランとノートンの戦略バランス・スコアカード』櫻井通晴訳, 東洋経済新報社

経済産業省(2013)「営業秘密管理の考え方」

(http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/slide2-ver_20.pdf, 2014年8月31日)

財務省(2010)「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」

(<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100423-2/01.pdf>, 2014年9月5日)

田邊朋子(2009)「IAS 第38号 無形資産」『会計・監査ジャーナル』646, pp.15-23.

日本公認会計士協会(2014)「IASB・IFRSの基礎知識」

(<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/basic/>, 2014年8月31日)

プライム・ジャパン(nd)「IFRS ポイント解説 第3回：無形資産」

(<http://www.primejapan.co.jp/about/index.php>, 2014年8月31日)

ベッカー, G.(1976)『人的資本』訳書, 佐野陽子訳, 東洋経済新報社, 1976年

ベリナート, S.(2002)「数字がセキュリティ投資を正当化する」『CIO Magazine』, 2002年9月号

牧野崇博(2011)「IFRS 第13号 公正価値測定の公表」『情報センサー』6, pp.4-5.

松島桂樹(2007)「IT投資マネジメント研究の発展」松島編著『IT投資マネジメント』白桃書房

望月実・花房幸範・三木孝則(2012)『IFRS 決算書読解術』阪急コミュニケーションズ

Keywords : IT 資産評価, IFRS, IT ケイバビリティ